

議案第 4 4 号

岩倉市税条例の一部改正について

岩倉市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市税条例の一部を改正する条例

岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「市たばこ税、軽自動車税」を「軽自動車税及び市たばこ税」に、「以下次項及び次条」を「次項及び次条第1項」に、「本項」を「この項」に改める。

第7条第3項中「発付」を「発行」に改める。

第12条第3項第2号中「分割納付又は分割納入させる」を「分割して納付し、又は納入させる」に改める。

第14条中「第16条」を「第16条第1項ただし書」に改める。

第20条の2第1項中「本条中」を「この条において」に改める。

第20条の3中「検査対象自動車」を「検査対象軽自動車」に改める。

第21条中「以下第1号」を「第1号」に改め、同条第1号中「、第94条第2項、第92条第3項又は第97条」を「又は第94条第2項」に改める。

第25条第1項第2号中「、市内」を「市内」に、「者」を「もの」に改め、同項第4号中「、当該市内」を「市内」に改める。

第30条第2項の表第1号オ中「いう。以下この表及び第4項」を「いう。以下この表及び第4項並びに第33条の7第1項及び第2項」に改める。

第33条の7第1項及び第2項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第4項中「第5項」を「次項」に改め、同条第5項中「(同法第145条において準用する場合を含む。)」を「又は第144条の3第1項」に、「法人税法第71条第1項の」を「同法第71条第1項又は第144条の3第1項の」に改める。

第33条の9中「法第314条の8及び」を「同条及び」に改める。

第33条の10第2項中「又は」を「又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」に、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第35条中「法又は」を「、法又は」に改める。

第35条の2第1項中「第5号の4様式(別表)」を「第5号の4様式別表」に改め、同項ただし書中「有しなかった者(」を「有しなかったもの(」に改め、同条第3項中「市民税」を「、市民税」に改める。

第35条の3第1項中「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に改める。

第35条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第35条の4第3項中「発付」を「発行」に改める。

第37条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第40条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第41条の2第3項中「第36条」を「第39条」に改める。

第42条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「均等割額」を「均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「を前項」を「を同項」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「に

よって」を「により」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、同条第6項中「によって」を「により」に改める。

第44条中「第5号の15様式」を「第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式」に、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「及び均等割額」を「及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第46条第1項中「第22号の4様式」を「第22号の4様式又は第22号の4の2様式」に改め、同条第5項中「応じ」を「応じ、当該税額に」に、「第22号の4様式」を「第22号の4様式又は第22号の4の2様式」に改める。

第48条第1項中「第22号の4様式」を「第22号の4様式又は第22号の4の2様式」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第49条第1項第6号中「特定非営利活動促進法」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」に改め、同条第2項中「納期限日」を「納期限」に改める。

第51条の12第2項中「本項」を「この項」に改める。

第55条第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

第56条の2中「第4号及び第5号」を「第3号及び第4号」に改め、第5号を削る。

第57条の2第3項中「本項」を「この項」に改める。

第59条中「もの」を「者」に改める。

第59条の3第2項中「同項」を「同条第6項」に、「被災市街地復興推進地域」を「被災市街地復興推進地域（第67条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）」に、「除く」を「除く。第67条の3において同じ」に改め、同条第3項中「同項」を「同条第6項」に改める。

第62条第2項及び第3項中「本項」を「この項」に改める。

第65条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号中「住所及び氏名又は名称及び」を「住所、氏名又は名称及び」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項第1号中「住所及び氏名又は名称及び」を「住所、氏名又は名称及び」に改め、同項第5号中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

第66条第2項中「前項に類する」を「同項に類する」に改め、同条第3項中「第1項又は第2項」を「前2項」に、「納期限日」を「納期限」に

改め、同条第4項中「第1項」を「第1項又は第2項」に改める。

第66条の2第1項中「場合及び」を「場合並びに」に、「本条」を「この条」に改める。

第67条の3第1項中「1月1日以後」を「1月1日から起算して」に、「各年度)」を「各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）」に改め、同条第2項中「1月1日以後」を「1月1日から起算して」に、「各年度分)」を「各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）」に改める。

第74条の7第3項中「発付」を「発行」に改める。

第75条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に、「3輪のもの」を「3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」に改める。

第78条第1項中「並びに」を「及び」に改め、同条第2項本文中「ついては」を「あっては」に、「並びに原動機付自転車」を「、原動機付自転車」に改め、同条第3項中「ついては」を「あっては」に改める。

第80条第2項中「納期限日」を「納期限」に、「及び次の各号に」を「並びに次に」に改める。

第81条第2項及び第3項中「納期限日」を「納期限」に改める。

第83条第1項中「販売業者で第74条第1号の」を「販売業者が、第74条の9の軽自動車等のうち」に改める。

第88条第4項中「準用する」を「適用する」に改める。

第90条第1項中「、及び」を「、並びに」に、「第34号の2の5様式」を「第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式」に改め、同条第5項中「第34号の2の5様式」を「第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式」に改める。

第92条の2第3項中「発付」を「発行」に改める。

第93条第1項中「第34号の2の5様式」を「第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式」に改める。

第103条第2項中「保有者」を「所有者」に改め、同条第4項中「所得」を「所有」に改め、同条第5項中「、又は」を「又は」に改める。

第106条中「本条」を「この条」に改める。

第109条の2第3項中「発付」を「発行」に改める。

第109条の3第2項中「納期限日」を「納期限」に改める。

第110条第2項中「本項」を「この項」に改める。

第111条中「本節」を「この節」に改める。

附則第4条の2中「適用する場合を含む。以下この条において同じ」を「適用する場合を含む」に改める。

附則第7条第2項中「第33条の10第1項中」を「同項中」に改める。

附則第7条の3第2項中「第33条の10第1項中」を「同項中」に改め、同条第3項中「市民税の住宅借入金等特別控除申告書」を「市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改める。

附則第7条の3の2第2項中「第33条の10第1項中」を「同項中」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第

15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項を次のように改める。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第13条の2第3項中「令附則第14条の2第1項各号」を「同条第1項各号」に改める。

附則第13条の4第2項第4号中「手続き」を「手続」に改め、同条第3項第3号中「の翌年度（法附則第29条の5第1項に規定する市街化区域設定年度をいう。）」を「（法附則第29条の5第1項に規定する市街化区域設定年度をいう。）の翌年度」に改める。

附則第14条の2第3項中「本項」を「この項」に、「第111条から」を「同条から」に改める。

附則第15条の3を削る。

附則第15条の4第3項中「附則第15条の6」を「附則第15条の5」に改め、同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の3とし、附則第15条の5から第15条の7までを1条ずつ繰り上げる。

附則第15条の8第3項を削り、同条を附則第15条の7とする。

附則第16条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるの

は「3, 500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア(ウ) a 中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第18条第1項中「第34条の2の」を「第33条の2の」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第75条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の岩倉市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第33条の10第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第15条の4の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正

規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日  
(3) 第35条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

- 2 この条例（第44条、第46条、第48条第1項及び第65条第11項の改正規定、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に1項を加える改正規定並びに第90条及び第93条第1項の改正規定並びに附則第8条第1項、第10条及び第10条の2の改正規定、附則第15条の3を削る改正規定、附則第15条の4第3項の改正規定、同条を附則第15条の3とし、附則第15条の5から第15条の7までを1条ずつ繰り上げる改正規定、附則第15条の8第3項を削り、同条を附則第15条の7とする改正規定並びに附則第16条、第16条の2第1項及び第17条の2の改正規定に限る。）による改正後の岩倉市税条例の規定並びに附則第3条並びに第4条第2項及び第4項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1項第2号に掲げる規定による改正後の岩倉市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき岩倉市税条例第35条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者

等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例第75条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の岩倉市税条例附則第15条の3及び第15条の8第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。